

(仮称) これからの図書館構想策定検討委員会設置要綱

令和 2 年 2 月 20 日

1 練教光図第 1971 号

(設置)

第 1 条 (仮称) これからの図書館構想(以下「図書館構想」という。)の策定に当たり、関係者および学識経験者等から助言および意見等を聴取するため、図書館構想策定検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討委員会は、つぎに掲げる事項について調査・検討し、その結果を教育長に報告する。

図書館構想の策定方針および内容に関する事項

前号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

(構成)

第 3 条 検討委員会はつぎに掲げる者をもって構成し、教育長が委嘱する。

学識経験者 3 名程度

図書館関係団体等に属する者 5 名程度

区民 3 名程度

前 3 号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

(委員長および副委員長)

第 4 条 検討委員会に委員長および副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

4 委員長は、会議の会務を総理する。

5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 検討委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に会議の出席を求め、意見を聴き、または説明を求めることができる。

(任期)

第 6 条 委員の任期は、第 2 条に定める事務が完了するまでとする。

(庶務)

第 7 条 検討委員会の庶務は、光が丘図書館において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、教育振興部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。